

意見交換会実施報告書(案)

開催日時 平成 22 年 11 月 15 日 19 時より 20 時 30 分
開催場所 大町市役所東大会議室
出席議員 責任者 荒澤議長 司会 和田政策調整委員会副委員長
報告者 大厩政策調整委員会委員長 八木議会運営委員長
記録 二條、丸山政策調整委員会委員
議員全員出席

参加市民数 19 名
議会報告内容 大町市議会基本条例について
平成 21 年度決算について

意見交換内容

議会運営委員長より議会基本条例についての説明を行った(要旨)

9 月定例会において議会基本条例を議員提案にて制定。

法政大学広瀬教授の意見を聞きながら、各地の視察を行い 1 年 3 カ月にわたり 20 回以上の委員会を行った。

全国 116 市町村で基本条例制定 大町市は県下 3 番目の早さで制定。

市民との意見交換会を年 1 回以上開催。また市民からの要望があった場合も開催するものとしている。

市民からの要望や意見交換会の開催などの調整を行うため議会内に政策調整委員会を設置。

議員の提言や質疑に対して市長等に反問権を付した。

全国でも先進的な条例である。

別紙資料に基づき説明。

質問

13 条の付属機関の設置について 予算処置はどうなっているか。

答弁

必要に応じて予算処置は必要である。市長部局と相談の上考えて行きたい。

質問

18 条の常任委員会と 19 条の政策調整委員会とどう違うのか。

答弁

19 条の政策調整委員会は通常の委員会とは違う特殊な委員会である。

委員会構成は議長副議長 3 常任委員長、議会だより委員長、委員長をしていない会派の代表による。

要望

議員個々の意見が見えにくい。個々の顔が見えるように要望をする。

質問

第12条に意見交換会を少なくとも年に1回以上開催とあるがなぜか。議会は年4回ある。そのたびごとにやればいいのか。

答弁

他の議会では意見交換会を年に1回もやらないところがある中で、少なくとも年に1回以上やってみようということになった。

他市では4回やっているところもあるが、なかなか市民が集まらない、定例会ごとでは人が集まらないのではないかと考える。市民の要望があれば可能である。

テーマを決めて個々で意見交換会をやった方が、市民が集まりやすいのではないかと考える。

質問

市民に要望があれば行うではいけない。自ら市民に説明すべき。

市民が意見交換会に集まるようにするには、どうしたらいいか考えるべきである。

答弁

テーマを絞った形での意見交換会の方が、人が集まりやすいのではないかと考える。

開催のための広報は、有線や広報誌等も利用したり、広報車の使用も考えられる。今後市民が来てくれるための研究をしていく。

質問

議会では意見交換会開催など様々な情報を発信している。他に比べれば先進的。市民の方に今、ボールが投げかけられている。議会の努力には敬意を表す。市民一人一人が意識を変える事が大事。

答弁

今後6地区ごとに意見交換会を開催していくべきであるという意見もある。議会として市民の皆さんには、議会の仕組み知っていただく努力をしていきたい。

質問

条例の14条について、インターネット等で議会中継を見ているが、議員も行政側も意見がかみ合っていない場合がある。きちんとした議論であってほしい。質問する側、答弁する側もっと工夫をして活発な議論になるように努力してほしい。

答弁

一問一答方式で質問を行っているが、市民の中では一括質問方式の方が分かりやすいという意見もある。一問一答の良さ、一括質問の良さはそれぞれにある。議会運営委員会で行政側と議論が深まるように話し合いをしていく。

平成 21 年度決算について

政策調整委員会委員長より 21 年度決算について全体の説明を行い、その後各常任委員会決算特別委員長より細部の説明を行った

議会は平成 21 年度決算について決算特別委員会を設置し、3 分科会にて一般会計 国民健康保険や公共下水道等の 7 つの特別会計、水道や病院等 4 つの企業会計を審査した。

一般会計では歳入歳出とも過去最高の 1 8 0 億円台となった。

歳入では市税が前年度より 3 億円余減り 4 2 億 5 千万となったが、国からの地方交付税増額などでカバー出来たため約 5 億円の黒字となった。

市の借金である地方債現残高は毎年減り、今は 1 8 3 億円になった。

一般家庭では貯金に当たる財政調整基金は、前年度より 2 億 3 千万増え 1 4 億 6 千円になった。

しかし、財政の中で借金の割合を示す実質公債費比率は改善しているものの 19.0 パーセントで県下 1 9 市の内、最下位にある。

今後市民要望の多様化や、市民の高齢化(10月1日現在高齢化率 30.1%)により介護、医療等の負担を始め民生費の増が予想される。一方、地域産業の停滞が続く中で市民税等の自主財源が減り厳しい財政運営が予想される。

第 1 分科会は歳入全般と総務部、教育委員会を所管

第 2 分科会は民生部 大町病院 国保等を所管

第 3 分科会は産業観光関係、建設水道部関係等を所管

それぞれ各決算特別委員長より説明した。

別紙資料参考

質問

しらかば保育園の訴訟の関係はどのようになっているのか。訴訟に勝った行政が市民に損をさせてしまっているのではないか。

控訴の場合、議会の議決が必要だが、各議員はどのように対応したか各議員の意見を聞きたい。

答弁

議員個人の意見を言う場ではないと考える。個人の意見はそれぞれの議員に聞いてほしい。

意見

この場は個人の議員の意見を聞く場ではないと理解していいか。個人の議員の意見も聞く場であってほしい。

質問

決算の認定は次の予算編成の糧とするものである。20年度の決算に対する意見は21年度の予算にどのように反映されていたのか。

答弁

21年度決算に添付された意見は来年3月の23年度予算に、すべてではないが反映される。

今、20年度の決算は22年度の予算に反映されている部分もあるかと思うが、20年度の決算資料がないので即答できない。

要望

議会は市に要望してほしい。臨時職員が外回りをして正職員は市役所の中に居て歩かないでいる。企業経営感覚をしっかりとった正職員の精鋭部隊を揃えて税金の滞納整理をしてほしい。給与カットだけで滞納の責任をとっただけではいけない。

質問

大町病院を守る会には議員は出ていないがどうしてか。

大町病院を守る会と議会との話し合う場は設定出来るか

答弁

今後、病院を守る会からの申し出があれば、政策調整委員会で調整して行く。